

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市表彰審査委員会		
開催日時	令和5(2023)年9月6日(水) 午後1時30分から午後2時30分まで		
開催場所	市役所5階 政策審議会室		
出席者	【委員】 近藤隆治(委員長)、富樫佐智子(副委員長)、星野孝子、古田みどり、近藤剛男、村田信光 【事務局】 清水経営企画部長、伊藤経営企画部参事、山田経営企画部次長、近藤秘書広報課長、三崎副主幹、横田主任主査		
問合せ先	秘書広報課 担当者名 横田 電話 0561-32-8032 ファックス 0561-34-6008 メールアドレス hisho@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため。
審議経過	<p>○経営企画部次長：定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度みよし市表彰審査委員会」を始めます。皆様におかれましては、御多用のなかご臨席いただき、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます経営企画部次長の山田と申します。よろしくお願いたします。まず会を始めさせていただく前に、今年度より委員になられた方をご紹介します。村田委員です。この会の委員であります酒井前副市長が令和5年3月をもって退任されたことに伴い、その後任として4月から副市長に就任され、この会の委員も引き継ぐことになりました。皆様、どうぞよろしくお願いたします。それでは、会の進行に移りたいと思います。まず初めに、近藤委員長より御挨拶をお願いします。</p> <p>○委員長：本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今日のみよし市の繁栄がありますのも、先人・先輩の方々の御功績と併せて、多くの市民の皆様がそれぞれの立場で、市あるいは地域のために、御尽力いただいた結果であると思います。表彰審査委員会は、市又は地域においてそれぞれの立場で功績のあった方々が、表彰条例第2条に該当するかを審査し、意見を求められるという重要な委員会であります。これ</p>		

ら重責を感じながら、委員の皆様とともに、候補者について慎重に審議してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○経営企画部次長：ありがとうございました。続きまして、市長が御挨拶申し上げます。

○市長：表彰審査委員の皆様におかれましては、お足元の悪い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。委員長からお話もありましたが、今のみよしの基盤を作っていただいた方が沢山いらっしゃいます。その中で市政の各分野において御貢献いただいた方に対し、条例に基づき表彰しております。今回はお手元の資料にあります方々を表彰したいと考えております。その方々の功績は資料に記載のあるとおりです。委員の皆様からの忌憚のない御意見をもって御審議いただけたらと思います。大変お忙しい中、恐縮ですが何卒よろしくお願いいたします。

○経営企画部次長：それでは、議事に移りまして、表彰候補者の適否を審査していただくにあたり、市長より表彰審査委員会に諮問いたします。

○市長：みよし市表彰条例施行規則第4条第2項に基づき、別添候補者の適否について、みよし市表彰審査委員会の意見を求めます。

(市長から委員長へ諮問書を渡す)

○経営企画部次長：ここからは審議になりますので、市長につきましては、一旦、席を外していただきます。

(市長退席)

○経営企画部次長：ここからの議事進行については、みよし市表彰条例施行規則第2条第5項の規定に基づき、近藤委員長にお願いさせていただきます。それでは近藤委員長よりお願いいたします。

○委員長：それでは市長より諮問を受けましたので、ただ今より審議に入ります。早速ですが、事務局より表彰候補者の説明をお願いいたします。

○秘書広報課長：(説明)

【みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について説明を行ったため、省略】

○委員長：ただ今事務局より説明を受けました。委員各位には慎重な御審議をお願いいたします。御質問、御意見など発言をお願いします。

(質疑)

【みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため、省略】

○委員長：慎重なる御審議をありがとうございました。委員各位の御意見をまとめた結果を当委員会の答申といたしますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長：それでは事務局は答申(案)の作成をお願いします。

(事務局 答申案作成のため退室)

○経営企画部次長：答申書作成の間に、審査を行うわけではございませんが、現段階での感謝状候補者について事務局より説明いたします。

○秘書広報課長：(説明)

【みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について説明を行ったため、省略】

(事務局 各委員へ答申案を配布)

○委員長：委員の皆様は、お手元に配布しました答申(案)の内容を御確認ください。いかがでしょうか。

(異議なし)

○委員長：答申(案)について、御確認いただけましたので、市長に答申いたします。市長のご入室をお願いします。

(市長 入室)

○委員長：それでは諮問のありました表彰候補者の適否について、みよし市表彰条例施行規則第4条第3項により市長に答申いたします。令和5年9月6日付け5み秘第47号の諮問について、みよし市表彰条例施行規則第4条第3項の規定に基づき審査しましたので、の結果を下記のとおり答申します。

(委員長から市長へ答申を渡す)

○経営企画部次長：皆様、慎重なる御審議ありがとうございました。本日の御審議いただいた被表彰者については、11月3日（金曜・祝日）、「カネヨシプレイス」にて執り行います「文化の日記念式典」において表彰いたします。式典には、皆様にも御出席いただきたいと考えております。追って、文書にて御案内させていただきますので、御予定を調整いただけたら幸いです。以上をもちまして、表彰審査委員会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。